

大阪市東淀川区役所会議室目的外使用不許可書

大阪市指令東淀第 号  
令和 年 月 日

使用者

様

大阪市長  
(担当：東淀川区役所総務課)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった大阪市東淀川区役所管理の行政財産を使用することについては、次の理由により許可しない。

1 不許可とした物件

所在 大阪市東淀川区豊新2丁目1-4  
名称 大阪市東淀川区役所 会議室

2 不許可の理由

3 その他付記事項

(不服申立ての教示)

- この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。